関係所属長　殿

交指発第６５号
（総務・交企・交規）
令和８年３月24日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

速度取締り指針の策定、公表について（通達乙）

速度取締り指針の策定、公表の要領等については、「速度取締り指針の策定、公表について（通達乙）」（令和７年４月16日交指発第91号。以下「旧通達」という。）により、署単位での速度取締り管理の考え方を交通事故分析結果等を踏まえて具体的な指針（以下「速度取締り指針」という。）として策定し、県民への情報発信を行っているところであるが、関連通達の改正により、下記のとおり改正し、令和８年４月１日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

１　速度取締り指針の意義等

警察の速度取締り管理の考え方を県民と共有するため、交通事故の抑止、被害軽減等を図るための総合的な速度管理の考え方についての指針（以下「速度管理指針」という。）に基づき、各署の地域単位において、いかに速度取締りを実施していくかについて、当該地域における交通事故実態等の分析結果を踏まえ、重点的に速度取締りを行う路線、時間帯等を明らかにするものである。

換言すれば、「交通事故抑止に資する交通指導取締りについて（通達乙）」（令和８年３月24日交指発第64号。以下「事故抑止通達」という。）で示達した、交通事故実態等の分析に基づき、これらの効果を最大限発揮する取締り方針を策定し、実行した上で検証し、その検証結果を次回方針に反映させていく、いわゆるＰＤＣＡサイクルによる取締り管理のうち、速度取締りに関して、その方針、背景事情等を対外的に説明、公表するものである。

したがって、速度取締り指針の策定、公表に当たっては、本通達のほか、事故抑止通達の内容も踏まえて対応すること。

２　速度取締り指針の策定、公表

(1)　策定の主体

速度取締り指針は、署単位で策定するものとするが、署の規模、管轄区域、道路交通環境、交通事故分析結果等によっては、同一路線を管轄する署など、複数の隣接署を１つの単位として策定することを妨げない。その場合は、交

通指導課が、各署における交通指導取締り管理簿（以下「管理簿」という。）の作成状況を踏まえ、速度取締り指針の内容等について関係署間の必要な調整を行った上で、それぞれの署において策定するものとする。

(2)　速度取締り指針の記載事項

事故抑止通達において示達したとおり、速度取締り指針は、管理簿の速度取締りに関する記載事項を踏まえたものとなり、ＰＤＣＡサイクルの始期に策定する新たな指導取締り方針に合わせて、必要に応じ検証と見直しを図ること。

ア　交通事故実態等の分析結果

速度に起因する交通死亡事故、重傷事故等の発生状況に加え、道路交通環境、速度違反の取締り状況、地域住民等からの要望も踏まえ、管内の交通実態等の分析結果について記載すること。

イ　速度取締りの重点

上記交通事故実態等の分析結果を踏まえ、重点的に速度取締りを実施するべき路線、時間帯（以下「重点路線等」という。）を選定すること。重点路線等は当該路線の一定の区間を選定することとし、個別の取締り場所、時間を絞り込むことまでは要しない。

(3)　警察署協議会における説明、意見聴取等

速度取締り指針は、その内容についてあらかじめ警察署協議会で説明するとともに、意見聴取等を踏まえて策定すること。なお、隣接する複数署を１つの単位として策定する場合は、それぞれの警察署協議会において説明等を行うこと。

(4)　速度取締り指針の公表

速度取締り指針は、警察署協議会における議事概要も含め、ホームページ等で公表するとともに、交通安全講話の機会や報道機関等に対する広報など、様々な手段、方法により情報発信すること。

また、交通指導課にあっては、各署で策定された速度取締り指針を集約し、これが広く県民に周知されるよう努めること。

(5)　速度取締り指針の策定、公表等に係る留意事項

ア　重点路線等以外における速度取締りの実施に関する記載

速度取締りは、主として速度取締り指針で定められた重点路線等において実施することとするが、当該重点路線等においてのみ取締りが実施されるとの誤解を生じさせないようにするため、速度取締りが重点路線等以外でも行われるものであることについて速度取締り指針に明記すること。

イ　速度取締り以外の取締り及び警戒活動等に関する記載

交通事故実態等の分析結果を踏まえ、必要に応じ、交差点関連違反等速度違反以外の違反に対する取締りのほか、取締り場所の確保が困難な場合の赤色灯を点灯させたパトカーによる警戒活動等の方針についても記載すること。

ウ　悪質性・危険性の高い交通違反等への取組の成果に関する記載

速度取締り指針の策定に当たっては、必要に応じ、速度違反に限らず悪質性・危険性の高い交通違反等に対する取締りの成果についても記載し、警察による交通指導取締りに対する必要性や効果について県民の理解を深めるよう努めること。